

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

千葉県では、平成24年3月、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）に定められた地方公共団体の責務に関する規定、「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第4条）の趣旨に沿うものとして、「県総合計画」を踏まえ、中長期的な視点に立ち、本県の文化芸術分野における基本目標や施策の方向性等を定めた「ちば文化振興計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の下、国や市町村をはじめ、文化芸術団体、学校、文化施設等と連携・協力して、本県の文化振興を図ってまいりました。

この間、少子高齢化や東日本大震災からの復興、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行や「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下「東京2020大会」という。）の開催決定など、文化芸術を取り巻く状況には様々な変化がありました。

また、本県では、文化芸術団体の後継者不足の問題や子どもたちが文化芸術に親しむ機会や地域の文化に関わる情報の提供などが不十分であるなどの課題が見えてきました。

これらの変化や課題に対応し、基本目標に掲げる「ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティの醸成でつくる心豊かな県民生活と活力ある千葉県」の実現に向けて、県民をはじめ、県や市町村、文化芸術団体、企業等が連携・協力し、今後さらに総合的かつ効果的な文化振興施策の推進を図るため、「第2次ちば文化振興計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

2 計画の性格

本計画は、前計画の基本的な考え方を継承しながら、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」並びに「県総合計画」を踏まえ、文化振興のために県として取り組むべき方向性等を定めるものです。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度の5年間を計画期間とします。

4 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、文化芸術振興基本法に準じ、次の文化芸術を対象とします。

- ・芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。））
- ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術）

- ・ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ・ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））
- ・ 生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）
- ・ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- ・ 出版物等（出版物及びレコード等）
- ・ 文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ・ 郷土芸能（地域固有の伝統芸能及び民俗芸能）

なお、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの」、「文化財等」、「郷土芸能」とします。